

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日		
条例の題名	食品衛生の措置基準等に関する条例		公 布 日	平成12年3月24日	
条 例 番 号	平成12年三重県条例第8号		直 近 改 正 日	平成24年6月29日	
所管部局課	健康福祉部食品安全課		電 話 番 号	059-224-2343	
条例の概要	食品衛生法の規定に基づき、食品衛生の措置基準等を定めるものである。			条例の 類型	規制型
視点	項 目		回 答	検 討 内 容	
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。		はい	食品の安全性を確保するため食品衛生法第50条及び第51条の規定に基づき、営業者が公衆衛生上講ずべき措置基準や営業施設基準を定めており、条例の目的は妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。		はい	食品衛生上の危害発生防止を図るため今後も公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。		はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。		はい		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。		はい	食品衛生法第51条に規定する営業施設の基準については、条例で定めなければならないため。	
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。		はい	別表第一の第一の六の十のホで引用している食品衛生法施行規則21条1項1号は削除されている。	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。		はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。		はい		
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。		はい		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。		はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。		はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。		はい	食品衛生法の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。	
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。		はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。		いいえ	営業施設で使用する水の取扱いについて、見直しを検討する必要がある。	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。		はい		
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。		はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。		はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。		はい		
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点 検 ・ 見 直 し 結 果	改 正 を 検 討 す る	理 由	特 記 事 項		見直しに 関する規 定の有無
		営業で使用する水について、「水道水」と「水道水以外の水」について規定している。「水道水以外の水」は、「井戸水」の使用を想定して、その規制をしているところであるが、これ以外の水を使用している営業者もあることから所要の見直しを検討する必要がある。	別表第一の第一の六の十のホで引用している食品衛生法施行規則21条1項1号は削除されているため、修正をする必要がある。		無